

監査報告書

令和5年6月2日

社会福祉法人 ゆたか福祉会

理事長 鈴木 清覚 殿

監事 戸谷 隆夫 

監事 木戸利秋 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和元年年
度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果につい
て、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の
整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等か
らその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な
決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によ
り、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしまし
た。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る
計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しま
した。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を
正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反
する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の
増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めま
す。

以 上

監 査 報 告 書 補 足

監事 戸谷 隆夫

2023年6月2日午前9時30分より午後2時30分まで、社会福祉法人ゆたか福祉会本部事務所において、監事監査及び会計監査人の会計監査報告を行いました。監査の所見について報告します。

記

1. 会計監査人の監査報告について

CTS監査法人より「監査結果の報告書」（ドラフト版）をもとに監査実施概要と監査結果の報告を受けました。監査の実施については、日本公認会計士協会の実務指針に沿って行われています。リスク・アプローチの考え方に基づく「財務報告に影響を及ぼすリスク」の抽出について妥当と評価しました。監査の実施方法及び工程についても適正と判断します。監査法人より6月10日に提出される「監査報告書」では、「無限定適正意見の表明」の予定です。

監査報告書「計算書類に対する注記」について「13. 重要な偶発債務」として「係争中」とありますが、係争中の消費税更正請求は還付の請求であり債務には当たりません。今回、令和5年5月29日付で消費税の「更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」が発布されました。到達が監査人の監査後ですが、重要な後発的債務ですので注記13の「係争中」の文言を「新たな更正処分」と読み替えることとなります。

2. 予算管理について

事業活動による収支（内部取引消去前）は予算実績の対比で、収入は予算比98.26%支出は予算比96.46%となっています。予算との相違の内容につき精査しました。収入ではNPO法人夢工房より受けることになった寄付が実施日が次年度になったこと、支出では水道光熱費の上昇予測が想定より下回ったこと、「消耗品」と「修繕費」と「資産取得」の科目上の判定の相違が生じたことによるものです。適正に予算内執行がなされていると認められます。

3. 内部統制基盤の強化

会計監査人の監査の品質及び監事の運用の監査を有効にするために内部統制基盤の強化は不可欠です。今年度の項目で「未実施」とされています。内部監査は未経験の分野であり工程の計画から策定する必要があります。当面は、法人本部、拠点、

施設の役割分担、本部のチェック機能の強化のためチェックシートの作成、二重チェックの体制と担当者への徹底、現場監査（監査法人や監事との合同）など考えるべき項目の洗い出しを行い、本年度中には策定を行う。共に一歩踏み出しましょう。

4. 社会福祉充実残額

社会福祉法第55条の2「社会福祉充実残額」の算出について「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に照らして算出されているか確認をいたしました。計算は「社会福祉充実残額算定シート」にて行われ、その数値に誤りがないことを計算書類及び事務処理基準による区分表並びに財産目録にて確認いたしました。計算過程の書類の保存についても適正に保存されていることを確認いたしました。計算の結果、「社会福祉充実計画」の策定の対象となる金額が存在しないので「社会福祉充実計画」の策定の必要がないことを認めます。

以上

2022 年度監査報告について

木戸利秋（ゆたか福祉会監事）

2023 年 6 月 2 日（火）に理事長、法人本部長同席のもとに行った 2022 年度の業務監査にもとづき、以下の点について監査委員としての意見を述べます。

1 検討した監査資料は 2022 年度法人事業報告、2022 年度各事業本部の事業報告、2022 年度の理事会、評議員会の議事録です。

監査の結果、社会福祉法人の運営が全体として適正に行われていることを確認しました。第 6 期総合計画の中間年にあつて新型コロナウイルスの第 7 波、第 8 波による法人・施設運営への大変厳しい危機的な状況のなかで、法人・施設の努力でそれを乗り越えただけでなく、重点課題となっていた新しいグループホームの事業開始、福祉村 2 施設の統合に向けた準備、ベトナムからの人材受け入れについて、ほぼ当初の計画にそつて実施することができました。これらの点を評価しつつ、ここでは主に理事会等で議論の焦点となつていたゆたか福祉会の財政問題の背景にある収入基盤確保としての新規利用者をめぐる課題、そして人材確保の課題、最後に「運動の強化」についての課題を取り上げます。

2 以下、2022 年度の事業報告案にかかわつて 3 点意見を述べます。

第一に収入基盤確保としての新規利用者をめぐる課題です。事業報告では「数年前から利用者の高齢化による利用率の低下が大きな課題となっています」という認識が示され、そのため「就労支援事業推進委員会」を中心に支援学校卒業生を対象に事業所説明会が開催されていることが示されています。しかしながら、実際に法人の新規利用者に結び付くまでには、さらに課題があり、そのひとつの例として障害者の雇用ビジネスモデルとの競り合いにどのように対応していくのか、があげられました。その雇用ビジネスモデルの仕事の特徴は「ゆっくり、のんびり」できるが、企業から支払われる給与は比較的高いと言われています。そこに支援学校卒業生が流れているのではないかと、という見方です。

ゆたか福祉会の就労関係の事業所の平均工賃は、愛知県のそれを上回っていることが理事会、評議員会で報告されていますが、雇用ビジネスモデルに対比してみると、法人のリサイクル事業などは避けたいと見なされているのかもしれませんが、しかし、SDGs の推進が社会の課題とされているなか、長年の実績のある法人事業の現在の高い到達点をいかに地域社会と若者にアピールしていくのか、働く環境の必要な見直しとともに検討していくことが課題になっています。その一環として、長年これらの職場に貢献していただいた利用者の方から、働きがい、生きがいがどういうものであつたのか、など聞き取つておくことが必要ではないでしょうか。そこに、行き詰まりを打開していく手がかりがあるはずで、同時に高齢化が進む利用者の方に、今後の人生への希望や必要（ニーズ）をいっしょに確認していく作業も求められています。

第二に人材確保の課題です。事業報告では人材確保の課題をベトナムからの人材受け入れと新

規学卒者の採用の二つの柱から述べられています。最初にベトナムからの人材受け入れでは、4人の技能実習生と2人の日本語留学生、計6人が3か所の事業所に配属され、法人や各事業所の担当者等から仕事と生活の両面でサポートが行われていることは高く評価できます。理事会などでは、受け入れる事業所にとっては新たな負担となる面もあるだけに、ベトナムからの人材受け入れによって何を達成したいのか、法人の方針や軸足を今一度共有してほしいという要望も出されています。

次に新規学卒者の採用の課題です。3年におよぶ新型コロナの影響によって学生の就職活動はオンラインが主流になり、一般企業を中心にインターンシップの位置づけが高まり、採用活動が早まる傾向のなかで、これまでにない危機感が述べられています。これに対して法人が取った措置は、学生の来場者が少ないなかで、対面・Webともに学生ひとり一人への丁寧な対応が行われ、学生からも評価されています。そして採用までの流れをコンパクトにして迅速化を図るとともに、「体験付き説明会」を提起するなど、学生が直接現場に触れる機会をつくり、HPのリニューアルを含め、採用システムの見直しを図ることが出来ました。今後の採用にも活かされることが期待されます。加えて、社会福祉士など各種実習で学生が法人事業所を訪れる機会を活用して、法人理念や実践の強みや特徴などを学生に伝え、人材確保に結び付けていく取り組みもさらに求められます。

第三に「運動の強化」の課題です。理事会でも繰り返し議論されてきた課題ですが、事業報告ではきょうされん国会誓願署名・募金活動の結果が、前年を下回る結果に終わったこと。また運動課題への取り組みを強めるため、新たな委員会組織を発足させウクライナ支援の集いのWeb開催で多数の参加と積極的発言、募金活動への弾みがあったという成果がみられた一方で、委員会の構成メンバーが従来運動に関わってきた職員が中心で、新たに広がりきれなかったことが総括されています。

理事会等の議論では福祉職場の多忙化の背景には新自由主義の視点からの社会福祉基礎構造改革によって改変された福祉システムがあること、そのため、現在の制度や施設、職員配置などを動かさない所与のものとして固定的に見るのではなく、行政、地域、世論に働きかけるいわば運動力が重要であり、それをどのように職員が身に付けることができるのか、という論点が繰り返し浮上しています。他方、理事会等においても「現場に余力があるのかどうかよく判断して運動課題には取り組んでほしい」というように、当面の業務課題へ最優先の対応を求められている現場からの切実な意見も主張されています。長中期的な運動の目標や課題を明確にして、当面の仕事と運動の課題の調整を求めている意見だと理解されます。運動力はゆたか福祉会の発展の原動力であることは『50周年誌』をみれば明らかです。その成果を今後どのように継承していくことができるのか、引き続き課題となっています。

以上